

東京入国管理局における被収容者死亡事件に関する会長声明

2015年（平成27年）1月26日

群馬弁護士会会長 足立 進

1 声明の趣旨

平成26年11月22日、東京入国管理局収容場内において、スリランカ国籍の男性の被収容者（57歳）が死亡した（以下、「本件死亡事件」という。）。そこで、当会は、法務省入国管理局および東京入国管理局に対し、下記のことを求める。

記

- (1) 本件死亡事件の真相の解明のため、独立した第三者機関を直ちに設置し、同機関による必要かつ十分な調査を受け入れ、調査結果を直ちに全て公表すること。
- (2) 再発防止のために、入国管理局の収容施設における医療体制の具体的かつ実効的な改善策を速やかに策定して実行すること。
- (3) 再発防止のために、入国管理局の収容施設における医療体制に係る当面の緊急対策を速やかに策定して実行すること。

2 声明の理由

(1) 本件死亡事件の概要

東日本入国管理センターにおいては、収容中の男性2名が平成26年3月29日、30日に立て続けに死亡する事件が発生したところであるが（以下「2名の死亡事件」という。）、報道等によれば、またしても、平成26年11月22日朝、東京入国管理局収容場内において、スリランカ国籍の男性の被収容者（57歳）が胸の痛みを訴えたが、医師の診察を受けられず、同日午後1時頃、収容され

ていた部屋で意識不明の状態で見つめられたが、搬送先の病院において同日に死亡が確認されたという事件が発生した。

本件死亡事件につき、同日朝に男性を救急搬送しなかった理由について、法務省は「重篤な状況ではないと判断したため」と説明しているとのことである。

(2) 死亡事件の相次ぐ発生

2名の死亡事件につき、当会は、同年5月28日に付けで、法務省入国管理局及び東日本入国管理センターに対し、①独立した第三者機関による必要かつ十分な調査および調査結果の公表、②再発防止のための医療体制の改善策を速やかに策定して実行することなどを求める会長声明を発表した。

その後、法務省は、同年11月20日に、2名の死亡事件に関して、常勤医師の不在などが原因であったことを認めるとともに、入国管理局の収容施設の常勤医の確保や民間医師の判断を仰ぐことなどの改善策を発表したが、その矢先に本件死亡事件が発生した。

平成26年のみで3件の死亡事件が発生していることは異常な事態であって、また、法務省入国管理局が2名の死亡事件後に速やかに医療体制の改善措置を実施していれば、本件死亡事件の発生を防止できたはずである。

そのため、本件死亡事件につき、入国管理局の収容施設に収容されている被収容者の健康を維持するという入国管理局長の責務（被収容者処遇規則30条参照）を東京入国管理局長が何ら果たしていないことは明らかであって、極めて遺憾である。

(3) 原因究明と医療体制改善の必要性

本件死亡事件と同様の事態の発生を防ぐために、本件死亡事件の

真相を解明するため、独立した第三者機関を直ちに設置し、同機関による必要かつ十分な調査を受け入れ、その調査結果を全て公表するべきである。

また、2名の死亡事件および本件死亡事件を踏まえ、再発防止のために、具体的かつ実効的な医療体制の改善策を速やかに策定して実行すべきである。

そして、上記の調査結果に基づく改善策の実施を待つだけでは、その実施までの間、入国管理局の収容施設の医療体制が何ら変わらず、被収容者が何らかの不調を訴えても医師の診察を受けられずに本件死亡事件と同様の事態が発生してしまうことが懸念される。

そこで、体の不調を訴える被収容者が速やかに十分な診療を受けられるための指針等を緊急に作成するとともに、入国管理局の職員に対して周知を徹底するなど、二度と死亡事件が発生しないよう、当面の緊急の対策を講じることも求める。

3 結語

当会は、本件死亡事件の被害者およびそのご遺族に対して深い哀悼の意を表すとともに、法務省および東京入国管理局に対し、①真相解明のために、独立した第三者機関を直ちに設置し、同機関による必要かつ十分な調査を受け入れ、調査結果を直ちに全て公表すること、②再発防止のために、入国管理局の収容施設における医療体制の具体的かつ実効的な改善策を速やかに策定して実行すること、③再発防止のために、入国管理局の収容施設における医療体制に係る当面の緊急対策を速やかに策定して実行することを求める。

以上